

平成24年度事業計画書

I 実施方針

- 1 日本経済は、多くの危険要素を含みながらも復興需要と輸出増加という材料に支えられて、堅調に推移すると見込まれているが、国内消費の低迷による畜産物需要の低調、家庭飼育動物の減少と動物関連産業界をめぐる情勢の厳しさに変わりはない。
- 2 このような中で、昨年3月、東北地方を襲った東日本大震災、震災に継発した原発事故は、未曾有の大災害として、地域獣医療の提供体制及び動物関連産業界に多大な打撃を与えるとともに、多くの動物の生命を奪った。被災地においては、全国の獣医師・獣医師会、一般ボランティアの支援を得て、地元の獣医師、獣医師会による被災動物救護活動が実施され、被災地以外の獣医師、獣医師会においても被災動物の引き取り活動を行う等の全国的な活動が展開されてきた。

本会は、緊急災害時動物救援本部の構成団体として被災地における動物救護活動を支援するとともに、本会独自に義援金を募集し、被災動物診療施設の復旧支援を通じた動物診療体制の確保及び被災動物救護活動のために拠出する等積極的な対応を行ったところであるが、被災動物に対する救護活動は長期化する様相を呈し、被災動物救護活動への継続支援、緊急災害時における動物救護の相互救援体制の整備等への課題解決が求められている。
- 3 一方、一昨年の口蹄疫の発生後設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久（日本獣医師会会長））の提言を受けて、家畜伝染病予防法及び関係法令の改正など、家畜防疫体制の整備・強化が行われるとともに、最近における鳥インフルエンザ等の感染症や食肉等を通じた食中毒の発生をみるまでもなく、国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、動物の保健衛生の向上を通じての食の安全の確保や人と動物の共通感染症に対する不断の備えが求められている。

また、犬や猫等の家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、人の医療・介護・福祉や学校教育分野における動物介在諸活動が評価されるなど、動物の担うべき社会的役割は重みを増し、野生動物の保護管理などの生態系保全に対する国民の関心も高まってきている。
- 4 人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成を期する上で、動物の健康の確保や動物の福祉の増進を図ることは基本的な条件であり、動物の保健衛生の向上、畜産の振興、そして公衆衛生の向上、動物の福祉の増進への責務を担う獣医師、獣医師会に対する社会の期待は一層の高まりをみせており、獣医療の専門職である獣医師として、また、獣医師の組織集団としての社会的役割を果たしていくことが求められている。
- 5 このような状況の中で、日本獣医師会は、本年度から公益社団法人としての新たな一步を踏み出すこととなり、これまで以上に、社会的貢献に邁進するとともに、社会的信用を損うことのないように平成22年度に定めた「日本獣医師会・獣医師会活動指針」の理念の下で、獣医学術の振興・普及をはじめ獣医事の向上、獣医師専門職の人材育成、動物の福祉の増進等関係する各職域に係る公益活動を推進することとし、本年度においては、特に次の事項に配慮して、本会の目的を達成するための事業展開に努める。

(1) 東日本大震災被災対策及び今後の災害対策

発災後1年を経過しても、未だ被災地の復旧は国民の期待どおりに進展せず、被災動物の救護活動も継続を余儀なくされている。本会は、今回の大震災及び今後の災害においても、全国の獣医師、地方獣医師会の他、関係機関、関係業界団体・企業、さらには多くの動物飼育者の協力と連携の下で実施されている被災動物の救護活動を支援し、被災者が心の支えとして飼育している動物の健康維持、福祉の増進に努める。

(2) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

獣医療法に基づき国が定める獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）及び動物愛護管理法に基づき国が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の趣旨に即し、獣医師職業倫理と動物の診療・保健衛生指導、家畜伝染病防疫及び公衆衛生など獣医事各般にわたる質の向上対策並びに動物の福祉の増進及び適正管理対策推進に関する対応について協議・検討の上、これを獣医事の向上及び動物の福祉の増進対策に係る事務・事業に逐次反映させ、実践・普及するとともに、関連施策の円滑な推進について関係機関、関係団体等に対する政策提言活動、関係機関、関係団体との連絡調整、会議の開催等に努めることにより、人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成、すなわち、安全で安心な国民生活の確保に貢献する。

(3) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生の各獣医学術分野にわたる学術振興の具体的方策等について協議・検討の上、これを本会及び地方獣医師会の獣医学術振興・普及対策に係る事務・事業の運営に逐次反映させ、実践・普及させるとともに、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催及び獣医学術に関する業績・情報の収集と提供等を通じ社会的要請に応え得る獣医師専門職人材の育成に努めることにより、人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成、すなわち、安全で安心な国民生活の確保に貢献する。

(4) 組織基盤の強化等対策

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、47都道府県獣医師会と8政令市獣医師会が会員として加入し、連携して事業を実施するとともに、賛助会員団体組織についても拡充を図ってきた。地方獣医師会、地区獣医師会連合会で開催される役員会、協議会に積極的に参加し、相互の情報・意見交換を行う一方、IT媒体等の活用を図ること等により獣医師会活動基盤の整備・充実に努める。また、公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業、獣医師の福祉の向上等に関する事業を推進する。

(5) 新公益法人制度移行後における対応

これまで、本会においては、日本動物保護管理協会の吸収合併、定款の変更、関係諸規程の見直し・整備、会計・経理の公益法人会計基準への適用など本会組織、事務・事業の運営について関連三法による公益法人認定基準等に適合させるよう点検・整備に努めてきた結果、平成23年10月の公益認定申請を経て、平成24年4月1日をもって、本会は公益社団法人に移行した。

移行後においては、これまで以上に、公益社団法人として相応しい事務・事業執行が求められることから、情報の適正な開示、組織運営の透明性の確保、法令遵守と関係諸規程の改正等組織運営体制の整備を図るとともに、社会からの信頼を失墜することのないように、公益社団法人として適正な事業の実施に努める。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

ア 部会委員会等運営事業（職域別の7部会と部会委員会の運営など）

産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護、学術等の獣医師職域に係る諸課題について、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して、①獣医事の向上対策（狂犬病等の共通感染症対策、学校動物飼育等動物介在活動支援対策を含む。）、②動物福祉・適正管理の増進対策、③獣医学術の振興・普及対策等に係る検討テーマを定め、各委員会において検討・協議し、必要に応じて調査活動を行い、対処方針等を「委員会報告」としてとりまとめ上、本会及び地方獣医師会による関係事務・事業の運営に逐次反映させるとともに、獣医療・獣医学術関係施策の円滑な推進を図る上での具体的方策等について関係機関・団体等に対し提言・要請する。

（注）：上記事業のうち、獣医学術振興対策を担う「獣医学術部会」の所掌に係る部分は（2）のイの事業として実施する。

イ 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすことに資するため、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努めるとともに、これらを集大成した獣医師倫理関係規程集について獣医学系大学等の獣医師倫理教育課程等における活用を推進する。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

ウ 動物福祉適正管理施策支援事業

動物愛護管理法が規定する動物の「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

（ア）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップによる個体識別の技術普及と動物所有者の責務としての必要性を啓発するとともに、動物個体識別情報の登録・管理、所有者不明飼育動物の検索照会への応答を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、本会は動物愛護公益団体により構成する動物ID普及推進会議（A I P O）と連携して円滑な推進に努める。

（イ）日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努める。

エ 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識の提供等を行う。

(ア) 普及啓発活動事業

人と動物が共存する豊で健全な社会を構築するため、「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。」をテーマに、獣医療そして動物の果たすべき社会的役割、また、動物の福祉と愛護精神の高揚に関する市民向け普及・啓発活動を「2012 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加を得て、獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援の下で10月6日（予定）に開催する。

また、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」の主催者構成団体として参加するなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

(イ) 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等に努める。

(ウ) 情報等提供対応事業

ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等による獣医事対策等に関する情報提供及び広報活動を行う。また、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

オ 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(ア) 獣医事対策等を推進するに当たっての関係者（関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等）との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

(イ) 世界獣医学協会（WV A）、アジア獣医師会連合（F A V A）等の獣医学術に関する国際機関・団体に参加するとともに、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力により獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等を行い、獣医学術の国内外との振興・普及に努める。

カ 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる国の公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

(2) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

ア 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う会議合議体である学会（獣医学術分野別3学会で構成）において、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を全国学術集会として開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行い、学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、本年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は、大阪市獣医師会と共催し、開催期間は平成25年2月9日から11日までの3日間、会場は大阪市の「大阪国際交流センター」及び「シェラトン都ホテル大阪」において開催する。

イ 部会委員会等運営事業（獣医学術部会関係。1の（1）のアに前掲）

ウ 獣医学術振興・人材育成事業

(ア) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業（日獣会誌の編集・発刊）

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

(イ) 日本獣医師会獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム到達度合い評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

(ウ) 獣医学術講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。

(エ) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国、学術団体・機関による科学研究費等の調査研究公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産（不動産）の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルについては築34年を迎えることとなるが、資産価値の維持・向上のため、ビル全体での長期修繕工事への的確な対応に努める。

3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

ア 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、平成19年度から新たに発足させた獣医師賠償

共済事業(診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約)、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社とともに地方獣医師会との連携、協力関係のもとで会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

イ 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

I並びにIIの1、2及び3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。